

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2019年11月22日）

■第1版 第1刷（2019年11月5日発行）の修正・更新箇所

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
80	表2	※1参照		「血圧」は省略項目に含まれません	19/11/22

図表

※1

✕ 表2 一般定期健康診断の項目（1年以内ごとに1回） <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康診断項目</th><th>省略項目（医師の判断）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 既往歴及び業務歴の調査</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</td><td> ●身長：20歳以上 ●腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう）が20未満である者 (BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²) ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満の者に限る) </td></tr> <tr> <td>4 胸部エックス線検査及び喀痰検査</td><td> ●胸部エックス線：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 ●喀痰：次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線 </td></tr> <tr> <td>5 血圧の測定</td><td></td></tr> <tr> <td>6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）</td><td></td></tr> <tr> <td>7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）</td><td></td></tr> <tr> <td>8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）</td><td>35歳未満の者、及び36～39歳の者</td></tr> <tr> <td>9 血糖検査</td><td></td></tr> <tr> <td>10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）</td><td></td></tr> <tr> <td>11 心電図検査</td><td></td></tr> </tbody> </table>	健康診断項目	省略項目（医師の判断）	1 既往歴及び業務歴の調査	—	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	—	3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	●身長：20歳以上 ●腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう）が20未満である者 (BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²) ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満の者に限る)	4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	●胸部エックス線：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 ●喀痰：次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線	5 血圧の測定		6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）		7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）		8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	35歳未満の者、及び36～39歳の者	9 血糖検査		10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）		11 心電図検査		○ 表2 一般定期健康診断の項目（1年以内ごとに1回） <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康診断項目</th><th>省略項目（医師の判断）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 既往歴及び業務歴の調査</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</td><td> ●身長：20歳以上 ●腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう）が20未満である者 (BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²) ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満の者に限る) </td></tr> <tr> <td>4 胸部エックス線検査及び喀痰検査</td><td> ●胸部エックス線：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 ●喀痰：次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線 </td></tr> <tr> <td>5 血圧の測定</td><td></td></tr> <tr> <td>6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）</td><td></td></tr> <tr> <td>7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）</td><td></td></tr> <tr> <td>8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）</td><td>35歳未満の者、及び36～39歳の者</td></tr> <tr> <td>9 血糖検査</td><td></td></tr> <tr> <td>10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）</td><td></td></tr> <tr> <td>11 心電図検査</td><td></td></tr> </tbody> </table>	健康診断項目	省略項目（医師の判断）	1 既往歴及び業務歴の調査	—	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	—	3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	●身長：20歳以上 ●腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう）が20未満である者 (BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²) ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満の者に限る)	4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	●胸部エックス線：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 ●喀痰：次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線	5 血圧の測定		6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）		7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）		8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	35歳未満の者、及び36～39歳の者	9 血糖検査		10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）		11 心電図検査	
健康診断項目	省略項目（医師の判断）																																																
1 既往歴及び業務歴の調査	—																																																
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	—																																																
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	●身長：20歳以上 ●腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう）が20未満である者 (BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²) ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満の者に限る)																																																
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	●胸部エックス線：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 ●喀痰：次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線																																																
5 血圧の測定																																																	
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）																																																	
7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）																																																	
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	35歳未満の者、及び36～39歳の者																																																
9 血糖検査																																																	
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）																																																	
11 心電図検査																																																	
健康診断項目	省略項目（医師の判断）																																																
1 既往歴及び業務歴の調査	—																																																
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	—																																																
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	●身長：20歳以上 ●腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう）が20未満である者 (BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²) ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満の者に限る)																																																
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	●胸部エックス線：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 ●喀痰：次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線																																																
5 血圧の測定																																																	
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）																																																	
7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）																																																	
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	35歳未満の者、及び36～39歳の者																																																
9 血糖検査																																																	
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）																																																	
11 心電図検査																																																	